モンゴル民法典・試訳(2)

蓑 輪 靖 博*

(目 次)

第1編 総則

第1章 民事上の法律関係、法令

第1節 一般原則(第1条~第7条)

第2節 民事上の法律関係の発生原因、その保護、民事上の法律関係における 権利、義務の実現(第8条~第13条)(以上前号)

第2章 民事上の法律関係の主体

第3節 人 (第14条~第24条)

第4節 法人

第1款 一般原則 (第25条~第32条)

第2款 法人の種類 (第33条~第38条)

第3章 法律行為

第5節 一般原則(第39条~第55条)(以上本号)

^{*} 福岡大学法学部教授

第2章 民事上の法律関係の主体

第3節 人

第14条 権利能力

- 14.1. 権利能力は、人が生まれたときに始まり、死亡したことによって終了する。
- 14.2. 権利能力の制限を禁止する。

第15条 完全行為能力

- 15.1. 完全行為能力、すなわち人が自己の行為によって自ら権利を取得し義務を負う能力は、成年者、すなわち18歳から生ずる。
- 15.2. 本人の請求および両親、世話保護人、監督補助人の同意により、 裁判所は法律に定めた行為、手続にしたがい、16歳から18歳未満の者 に対して、完全行為能力があるものとみなすことができる。
- 15.3. 正当な根拠がある場合、裁判所は利害関係人の請求により、完全行為能力をみなした判決を無効とすることができる。

第16条 不完全行為能力

- 16.1. 未成年、すなわち14歳以上18歳未満の者は不完全行為能力を有する。
- 16.2. 未成年者は、法律により認められていない行為につき、法定代理 人/父、母、世話保護人/による書面の同意に基づいて行なう。
- 16.3. 未成年者は法定代理人の同意なしに、以下の権利を単独で行使することができる:
 - 16.3.1. 自己の賃金、学生奨学金それらと同様の他の収入、自己の

裁量で処分するものとして与えられた財産を処分すること;

- 16.3.2. 損失を受けることなく、かつ締結すると同時に履行する日常生活上の法律行為を行なうこと:
- 16.3.3. 本法16.3.1.に定める収入を銀行、金融機関に預入れること。
- 16.4. 16歳以上18歳未満の者はホルショーの構成員になることができる。

第17条 部分的行為能力

- 17.1. 7歳以上14歳未満の者は部分的行為能力を有する。
- 17.2. 損失を受けることなく、かつ締結すると同時に履行する日常生活 上の小額の法律行為以外で7歳以上14歳の者の行う法律行為について は、本人の名で、法定代理人が/父、母、世話保護人/が行う。

第18条 行為無能力者

- 18.1. 7歳未満の者は行為無能力である。
- 18.2. 裁判所は、精神障害の結果として自己の行為の原因関係を理解できず、正確な自己統制ができなくなった者を行為無能力者とみなして、世話保護人を決定する。
- 18.3. 行為無能力者の法定代理人/父、母、世話保護人/は、行為無能力者の名で、法律行為を行う。
- 18.4. 行為無能力とみなす原因となった状況が存在しなくなった場合、裁判所は行為無能力とみなした決定を無効とする。

第19条 行為能力の制限

19.1. 法律に定める手続きにより、裁判所は麻薬または精神に影響を与える薬物、アルコール飲料を常習し、家計上困難な状態に陥った成年者の行為能力につき、利害関係人の請求によって、それを制限し、監

督補助人を任命することができる。

- 19.2. 法律行為を締結する方法で、行為能力を制限することは禁止する。
- 19.3. 行為能力を制限された者は、制限されない能力の範囲で、世話保護人の同意により、法律行為を行うことができる。
- 19.4. 行為能力を制限する原因となった状況が存在しなくなった場合、 裁判所は行為能力を制限した決定を無効とし、監督補助人の義務を免 れさせる。

第20条 人の名

- 20.1. 人は自らの名を有する。
- 20.2. 人の名を登録し、変更するための手続は法律で定める。
- 20.3. 人の名は関係機関に登録するものとする。人の権利、義務は、その者自身の名で取得し、実現する。法律に定めた条件、手続にしたがった場合にのみ、別名を用いることができる。
- 20.4. 人の名を変更したことをもって、それ以前の名で取得した権利、 負担した義務を変更し、終了させる根拠とすることはできない。
- 20.5. 名を変更した者は、義務履行請求者および義務履行者に対し、その旨を通知する義務を負い、かつその義務不履行の結果について責任 を負う。

第21条 人の名、名誉、威信、職業的名誉の保護

- 21.1. 人の名を違法に使用することは禁止する。
- 21.2. 人の名、名誉、威信、職業的名誉を棄損する情報を広めた者は、その真実性を証明できなかった場合、権利を侵害された者の請求により、その情報を広めた方法手段またはその他の方法手段によって、訂正する義務を負う。

- 21.3. 完全な証拠を示すことなく、他人の名、名誉、威信、職業的名誉を棄損した場合、本法21.2の規定にしたがい、訂正する義務を負う。
- 21.4. 本人の承諾なしに、法律で定めた個人の秘密に関する情報が広まったことにより損害が発生した場合、その者は損害賠償を請求する権利を有する。
- 21.5. 本人の承諾なしに、写真、映画、ビデオ、肖像画またはその他の 方法で肖像が公刊され、公表されたことにより損害が発生した場合、 その者は損害賠償を請求する権利を有する。
- 21.6. 人の社会的状況や基礎に関する調査研究を目的とした、学術研究 の範囲内の公衆を伴う作業過程で、その者を肖像化し、またはその者 自らが肖像化したことにより、手当、報償を受領した場合には、本人 の承諾を要求されない。
- 21.7. 死者の名、名誉、威信を棄損し、または本法520条に規定する相続 人の承諾なしにその個人の秘密に関する情報を公けにした場合、本条 の規定を準用する。
- 21.8. 本法21.7.の規定により生じた損害については、財産的方法による 賠償を請求する権利は発生しない。
- 21.9. 本条に定める権利を侵害した者が他人に損害を与えた場合、本法 497条、511条の規定にしたがって、被害者または利害関係人に損害賠 償するものとする。

第22条 人の住所

- 22.1. 人の住所は、法律にしたがって管轄登録した行政機関、地方自治体によるものと定める。
- 22.2. 登録した場所を住所としていない場合、主に生活する場所、またはその者の財産の大部分が存在する場所を、その住所として定めるこ

とができる。

22.3. 他人の世話保護に服する者の住所は、その父、母、世話保護人の住所によるものと定める。

第23条 失踪とみなされる者

- 23.1. 裁判所は、利害関係人の請求により、住所から失踪して2年間所在不明で、消息不明となった人を失踪したとみなすことができる。
- 23.2. 裁判所が失踪とみなされた者の財産を管理保護するものと決定したうえで、その扶養に服する者の保護、法律の定めた手続にしたがった税金、手数料の支払、他人に対して負担する義務に基づく負債の支払等適法な義務の履行にあたっては、その財産から履行する。
- 23.3. 失踪とみなされた者の居場所が明らかになり、その者が戻ってきた場合、裁判所は、失踪の決定を無効とし、管理保護を停止する。
- 23.4. 失踪の決定後に戻ってきた者は、本法23.2. に規定されない原因で他人に無償で移転され、かつ現存する財産について、原状回復請求権を有する。その財産が営利目的によって使用された結果取得した利益については、その支払を請求する権利は有しない。
- 23.5. 裁判所は、管理保護人が失踪とみなされた者の財産を他人に売却した場合にはその価額を、それを消費し、不足させ、損害した場合に過失の状況を考慮してその財産の価額の全部または一部を支払う旨の判決をすることができる。
- 23.6. 失踪とみなされた者が戻ってきた場合、財産の管理保護人は、その財産の管理、保護、利用に関して生じた費用、損失を支払うよう請求する権利を有する。

第24条 死亡の宣告

- 24.1. 人が住所から出て失踪した後5年間所在不明で、消息不明となった場合、または生死に関わる状態で失踪した後1年間生死不明である場合、裁判所は、利害関係人の請求により、その者を死亡したものと宣告することができる。
- 24.2. 裁判所は、戦時活動に従事する過程で失踪した者について、その 活動が終了した日の後2年を経過した時に、死亡したものと宣告する ことができる。
- 24.3. 死亡とみなした裁判所の判決が効力を生じた日をその者の死亡日とみなす。
- 24.4. 生死に関わる状態で失踪した人を死亡したと宣告した場合、裁判 所は死亡と認めた日をその者の死亡日とみなすことができる。
- 24.5. 死亡と宣告された者の財産は、相続手続きによって、他人に移転する。
- 24.6. 死亡と宣告された者が戻り、または居場所が明らかになった場合、 裁判所は以前に示した判決を無効とする。
- 24.7. 死亡と宣告されたが、戻ってきた者は、相続またはその他の方法で、他人に無償で移転され、現存する財産について、原状回復請求権を有する。この手続によって国の所有に移った財産を所有者に返還することができない場合、その価額を支払う。
- 24.8. 死亡の宣告をした裁判所の判決が無効となったことは、その者の 妻、夫が新たに婚姻していた婚姻について、効力をもたないものとみ なす根拠とすることはできない。

第4節 法人

第1款 一般原則

第25条 法人

- 25.1. 法人とは、所有、または保有、利用、処分する権利につき独立した財産を持ち、自己の名で権利を取得し義務を負い、事業から生ずる結果について財産により責任を負い、原告、被告になることができ、特定の目的を有し、事業活動の安定した統治を行なう組織の統一体をいう。
- 25.2. 法人は、利益を取得する目的で営利のために、法律及び規則に定めがあれば非営利のために、存在するものとする。
- 25.3. 法人は、公的所有、私的所有、混合所有がある。
- 25.4. 法律に別段の定めがないかぎり、複数の法人が事業を一体化させる目的で統合しても、統合した各主体が法人の権利を保持するものとする。
- 25.5. 法人の法的内容は法律で定める。

第26条 法人の権利能力

- 26.1. 法人の権利能力は国家登録制度に登録することにより発生し、法 律の規定にしたがって解散し、国家登録制度から抹消することにより 終了することになる。
- 26.2. 法人の国家登録制度への登録、抹消する手続は法律で定める。
- 26.3. 公共法人の権利能力は、法律の定めにしたがって、設置されたことにより発生し、解散されたことにより終了するものとし、民事上の 法律関係については、他の主体と平等の権利を有するものとする。

- 26.4. 法人は、統治機関を通じて民事上の法律関係を有するものとする。
- 26.5. 法人の統治機関の法的内容は、法律及び設立定款によって定まる。
- 26.6. 非営利のための法人は、別の規則及び設立定款に定める目的に適合する事業を行なうものとする。
- 26.7. 営利のための法人は、法律によって禁止されない、社会的に容認 された慣行による法準則に反しないすべての事業を実施する権利を有 する。
- 26.8. 法人は、法律に定める一部の事業については、国の関係機関から 受けた特別の許可に基づいて行なうものとする。事業を行なう権利は、 特別の許可を取得した日から発生する。
- 26.9. 法人の権利能力は、法律の定める原因、手続によってのみ、制限する。

第27条 法人の名称

- 27.1. 法人は、自らの名称を有する。法人の名称は、その組織、法的形態を適切に反映するものとする。
- 27.2. 法律に定めがある場合、法人の種類を示した名称とする。
- 27.3. 法人の名称は、他の法人の名称と重複したり、または他人を迷わせるよう酷似し、類似するものとすることはできない。
- 27.4. 他人が法人の名称を違法に使用することは禁止する。本規定に違 反した者が他人に与えた損害については、本法497条の規定にしたがっ て、賠償する。
- 27.5. 法人は、法律に定める手続きにしたがい、その名称を登録する。
- 27.6. 法人の職業的名誉の保護については、本法21条の規定と同様に保護する。

第28条 法人の住所

- 28.1. 法人の本部の所在地をもって、その住所とする。
- 28.2. 法人は、一つの住所とし、合法的な表示を行なう。

第29条 法人の支店、代理店

- 29.1. 法律又は設立定款に定めがある場合、法人は一定の手続にしたがって、自らの支店、代理店を設立することができる。
- 29.2. 法人の住所以外の場所に置かれ、その基本的義務の全部又は一部 を履行する特定の主体を支店という。
- 29.3. 法人の住所以外の場所におかれ、その法律上正当な利益を保護し、その名前で法律行為又は法律的行為を行う義務を有する主体を代理店という。
- 29.4. 支店、代理店の権利、義務はその法人の規則によって定める。
- 29.5. 支店、代理店の代表者は、法人から与えられた委任原因に基づいて事業を行なう。
- 29.6. 法人の支店、代理店は法人の権利を有しない。

第30条 法人の設立

- 30.1. 法人は、法律に別段の定めがないかぎり、人、法人が法律の規定にしたがって設立することができる。
- 30.2. 国は、その義務を果たし又は社会要請を充たす目的で、自己の所有により、単独又は共同で法人を設立することができる。

第31条 法人の変更設立

31.1. 法人の財産の所有者又はその者から権利を取得した機関、さらに 設立定款によって権利を取得した機関の決定により、法律の規定にし たがって、法人を、統合し、合併し、分割し、独立させ、私有化する 手続により変更設立することができる。

- 31.2. 二または複数の法人の事業を停止し、それらの権利、義務、責任 を新たに設立した法人に移転させる場合、法人の統合という。
- 31.3. 法人の事業を停止し、その権利、義務、責任を他の法人に移転させる場合、法人の合併という。
- 31.4. 法人の事業を停止し、その権利、義務、瀬金を新たに設立した二つ又はそれ以上の法人に移転させる場合、法人の分割という。
- 31.5. 法人の事業を停止しないで、その一部の権利、義務、責任を新たに設立させた法人に移転させる場合、法人の独立という。
- 31.6. 法人は、組織の種類、形態、基本的目的を変更させる方法で、設立することができる。

第32条 法人の解散

- 32.1. 法人は以下の原因により解散する:
 - 32.1.1. 所有者又はその者から権利を取得した機関の決定、さらに 法人の設立定款により権利を取得した機関の決定が出されたこ と;
 - 32.1.2. 破産したとみなした、重ねてかつ重大な法律違反をした、 その他の法律に定める原因により解散する旨の裁判所の判決が 出されたこと;
 - 32.1.3. 事業期間が終了し、又は目的を達成した結果、将来にわたる事業を継続する必要がない旨の決定を自ら出したこと:
 - 32.1.4. 法人を設立した機関の決定が出されたこと;
 - 32.1.5. 法律に定めるその他の原因。
- 32.2. 解散行為は、その決定を出した機関の任命する委員会が実施する

権限を有する。

- 32.3. 解散委員会は、法人の解散について公示する。
- 32.4. 請求者の請求受付期間は、解散委員会から法人の解散に関する公 示後2ヶ月を下回らず、6ヶ月を超えないものとする。
- 32.5. 解散する法人に関する請求を以下の順で充当する:
 - 32.5.1. 他人の生死、健康に与えた損害の賠償、または裁判所の判 決により示されたその他の支払;
 - 32.5.2. 執行人又は解散委員会、それらに類似する他の者の権利、 義務を実現する行為にかかる費用;
 - 32.5.3. 破産の時に破産債権者に再生投資させる過程で締結された 契約、法律行為にしたがって生じる請求;
 - 32.5.4. 預金者の金銭財産;
 - 32.5.5. 労働契約による労務に対し支払われる賃金;
 - 32.5.6. 法律に定めにしたがい、他の者と行なった勘定。
- 32.6. 解散する法人に関する請求を充当する場合、最初の順位の支払を 完全に終了させた後に、その後の順位の支払請求を充当する手続にし たがう。
- 32.7. 法人の保有する金銭財産が破産債権者の請求を充当するに足りない場合、解散委員会は、その他の財産を法律の定めにしたがって売却し、支払を終了させることができる。
- 32.8. 解散する法人の財産が支払に足りない場合、その財産を支払いの 額の割合に応じて、支払の順位にしたがって破産債権者に分配する。
- 32.9. 破産債権者の請求に充当した後、残余財産については、法律上の 所有者、法律または規則に定めにより権限がある者に、移転する。
- 32.10. 解散する法人の財産を受取る者がいない場合には、国の所有に移 転する。

32.11. 国の登録機関たる法人を国家登録から抹消する場合には、公告するものとする。

第2款 法人の種類

第33条 法人の種類

- 33.1. 営利のための法人は、組合 (ヌフルル)、会社 (カンパン)、の形態によって設立する。
- 33.2. 非営利のための法人は、ホルボー、基金、ホルショーの形態によって設立する。

第34条 会社 (カンパン)

- 34.1. 株主の払い込んだ財産が、一定数の株式に分割され、自己の独立 した財産を有し、営利を基本目的とする法人を会社(カンパン)とい う。
- 34.2. 会社 (カンパン) の法的内容は法律で定める。

第35条 組合 (ヌフルル)

- 35.1. 構成員の払い込んだ財産からなる財産を有し、負担した義務について、法律の定めにしたがい、その財産又は構成員の私有財産によって責任を負う法人を組合(ヌフルル)という。
- 35.2. 組合(ヌフルル)の法的内容は法律で定める。

第36条 ホルボー、基金 (サン)、ホルショー

36.1. 共通する一定の目的が設けられ、複数の者が自発的理由で共同設立した、人の集合体である法人をホルボーという。

- 36.2. 一人又は複数の設立人が社会的利益を有する共同目的を達成する ために、財産を集める方法で設立する人の集合体でない法人を基金(サン)という。
- 36.3. ホルボー、基金(サン)の法的内容は法律で定める。
- 36.4. 経済的又は社会的、文化的な公益的要請を充たす目的で、複数の 者が任意的に結集し、共同で統治、監督する共同財産に基づいて事業 を行なうために設立する法人をホルショーという。
- 36.5. ホルショーを設立し、登録し、ホルショーの事業を終了させ、ホルショーの構成員、監督又はその他のホルショー、ホルボーに関することは法律で規定する。
- 36.6. 寺院が民事上の法律関係を有する場合、基金(サン)の法律内容に関する法律にしたがう。

第37条 基金(サン)の特別な規制

- 37.1. 基金(サン)の統治権限を有する機関または理事会は、寄付者、協力者、それらの任命した代表者からなる。
- 37.2. 基金 (サン) の統治権限を有する機関は、執行理事又は監督機関を任命する。
- 37.3. 基金(サン)の執行理事は、基金(サン)の規則にしたがって事業を行い、協議の上で、権限を与えられた機関により事業又は会計報告を発行し、公告に付すものとする。

第38条 基金(サン)の解散手続

38.1. 解散行為は、その決定を出した機関から任命された解散委員会が 権限をもって行う。特別の場合には、裁判所によって他の解散機関を 任命することができ、それが解散委員会の構成員と同様の責任を負う。

- 38.2. 基金 (サン) を解散する場合、日常業務を停止し、現存する財産 の価額を金銭で確定し、債権者とともに清算を行なう。
- 38.3. 本法の38.1.の規定にしたがって清算した後、残存財産については、 解散財産会計目的で一人に、又はそれと類似する目的で一人に、さら に複数の者に移転し、そのような機関がない場合には、国の所有に移 す決定を出すことができる。

第3章 法律行為

第5節 一般原則

第39条 法律行為

- 39.1. 権利、義務を発生、変更、消滅、終了させることを目的として意思表示した人は、法人の作為/不作為/を法律行為という。
- 39.2. 一人の者が意思表示して、法律行為を行うこともできる。

第40条 意思表示の有効性

- 40.1. 意思表示は、相手方がそれを受領することにより有効となる。
- 40.2. 相手方が受領したものの、事前にかつ直接拒絶していた場合、意思表示は無効とする。
- 40.3. 法律行為の成立後、死亡した、または完全行為能力を喪失した者が、それ以前に行なった法律行為、意思表示は以前として有効のままである。

第41条 意思の解釈

41.1. 意思内容の解釈にあたっては、文言どおりの意味に着目する。

41.2. 意思表示の内容が理解できない場合、表意者の需要、要求性、字句、又は作為、不作為、その他の状況を総合的に勘案する方法で、解釈する。

第42条 法律行為の方法

- 42.1. 法律行為は、法律に定める方法で、法律に定めがない場合には当 事者間の口頭又は書面による合意で行なう。
- 42.2. 書面による法律行為は、通常の形態として、表意者による署名により有効となる。
- 42.3. 職業的枠内で確立した慣行にしたがって、科学技術的手段で直接 写しとる署名は、実際のものと同様とみることができる。
- 42.4. 公証が必要な法律行為は、公証役場又は法律に定めるその他の者により、公証を行う。
- 42.5. 公証が必要な法律行為について公証が行われない場合、一方当事者が義務の全部又は一部を履行した後に、相手方がそれを受領したにもかかわらず、法律行為の公証を拒絶したときは、義務を履行した当事者の請求により、裁判所はその法律行為を成立したものとみなすことができる。
- 42.6. 疾病又は文盲のため、署名をすることができない者の委任により、 他の者が代わって法律行為の署名をすることができる。その場合、受 任者の署名を保証し、かつ他の者が署名する理由を記載する。
- 42.7. 複数にわたり交付された書面による法律行為は、当事者に残されている書面上に双方の署名がある場合に、法律行為が成立したものとする。
- 42.8. 当事者が主要な要件とした場合、意思表示以外の具体的な行為によって、法律行為を成立させることができる。

- 42.9. 法律又は契約で定めた場合、申込みに対し、返答なしに法律行為 の成立を承諾したものとすることができる。
- 42.10. 法律による書面要件を充たさない法律行為として無効とされる場合、当事者は法律行為によって受領したすべての財産を相互に返還するものとする。
- 42.11. 法律の書面要件に違反した法律行為はについて当事者が争った場合、本法に別段の定めがないかぎり、それらの者は承認により立証する権利を喪失するが、他の証拠により立証することができる。

第43条 法律行為の成立

- 43.1. 口頭により成立する法律行為は以下の場合に成立したものとする;
 - 43.1.1. 法律行為の主要な条件について、当事者が合意したこと:
 - 43.1.2. 鑑札 (パイズ)、受領証等、法律行為の成立を証明するものとして使用する慣行がある物を交付したこと:
 - 43.1.3. 法律又は契約の定めがある場合、法律行為の成立の申込に対して返答なしに承諾したものと決められた期間、又はそれが通常相当とされる期間の経過したこと。
- 43.2. 書面により成立する法律行為は以下の場合に成立したものとする;
 - 43.2.1. 当事者が意思表示した証拠となる書面が存在し、署名が記載されていること:
 - 43.2.2. 法律行為を成立させる申込に対し、承諾者が意思表示した 手紙、電報、電文、テレファクス、その他これと同様の文書を 申込者が受領したこと:
 - 43.2.3. 法律の定めにより、登録し又は公証役場で公証すべき法律

行為において、登録し又は公証したこと。

- 43.3. 一方当事者の意思表示に対し、相手方自らが明確な行為によって 受領した旨の表示をした場合、その法律行為は具体的な行為によって 成立したものとする。
- 43.4. 法律行為の内容が確定できない場合、その法律行為は成立しないものとみなす。

第44条 条件付法律行為

- 44.1. 不確定の何らかの事由が成就したことを条件として、法律行為を 履行し、また終了させる旨を合意する法律行為は、条件付法律行為と いう。
- 44.2. 成就するか否かが不明な事由、又は当事者がすでに成就したことを未だ知らない事由を原因として、法律行為に定める権利、義務が発生する旨合意した場合、猶予条件付法律行為という。
- 44.3. 成就するか否かが不明な事由が成就したことにより法律行為が終 了したことになる旨合意した場合、終了条件付法律行為という。
- 44.4. 法律行為の条件である将来成就する事由が、当事者の意思を原因 としている場合、本条は適用しない。

第45条 条件付法律行為の有効性

45.1. 条件が法律の定める要件に合致しない、又は社会的に容認された 慣行による法準則に反して、明らかに履行させることができないもの である場合、その法律行為を無効とする。

第46条 無効な契約条件

46.1. 一定の期間に成就する条件付の法律行為が成立した後に、期間内

にその事由が成就しなかった場合、その条件は無効となる。

- 46.2. 期間の定めがない条件は、いつでも履行することができる。
- 46.3. 条件として定めた事由がいかなる時期においても成就不能である ことが明らかになった場合、その条件は無効となる。

第47条 みなし条件成就

47.1. 一定の期間に成就する条件が期間内に成就不能となったことによって法律行為が成立し、かつ成就不能が期間経過以前に確定した場合、条件は充たされたものとみなす。

第48条 条件付法律行為における当事者の義務

- 48.1. 条件付法律行為の当事者は、条件に定めた事由が成就する前に、 他の当事者による義務の履行を妨げることになる行為を行う権利はな い。
- 48.2. 条件成就によって自ら利益を得ない者が、条件成就を不当に妨げ た場合、条件は成就したものとみなす。
- 48.3. 条件成就によって自ら利益を得る者が不当に、条件成就に影響を与えた場合、条件は成就しないものとみなす。
- 48.4. 一定期間内に条件成就する場合、一方当事者が本法48.1. に定める 行為をすでに行なっていたときは、それにより相手方に生ずる損害を 賠償する義務を負う。

第49条 証券取引所の法律行為

49.1. 証券取引所内で流通する財産又は財産権/財産、有価証券、それ と同様のもの/を交換する法律行為は、法令に定めた手続にしたがっ て成立し、証券取引所に登録させるものとする。

- 49.2. 法律、その形態の法律行為の性質に反しないかぎり、証券取引所 の法律行為に対しては、その内容に合致する適切な契約/売買、仲介 等/の規定を適用することができる。
- 49.3. 当事者の売買の秘密の取扱い、それらの者の承諾なしに公開できない条件は、証券取引所に関する法令によって定める。
- 49.4. 証券取引所の法律行為の成立、それによって発生する権利、義務 に関して生ずる争いは、国の関係機関が行政裁定を行ない、その決定 については、当事者が裁判所に訴えを提起することができる。

第50条 同意による法律行為

- 50.1. 法律行為の効力発生に必要な要件である同意を与える権利、義務 を負う第三者が、同意を与え、または同意することを拒絶した場合、 その法律行為の当事者双方に対して同様に通知する。
- 50.2. 同意は、その法律行為と同じ形式で行なう必要はない。
- 50.3. 第三者の同意を根拠として効力が発生する法律行為が、第三者の同意によって成立した場合、本法54.5.に定める手続を準用する。

第51条 無効とする同意

51.1. 当事者の一方に与えた同意に基づいて成立した法律行為の目的からいかなる効果も生じなかったという場合、同意を与えた者は、すでに与えた同意を法律行為成立以前に無効であったものとすることができる。同意の無効は、当事者双方に通知するものとする。

第52条 同意不遡及の条件

52.1. 法律行為に同意を与える権利を有する者の承諾があれば、追認する以前にわたり、かつ強制履行する手続もしく破産管財人による財産

の処分に関する業務については、本法42.1.から42.3.の定めに反しないかぎり有効である。

第53条 無権限者による行為の効力

53.1. 無権限者の行なった行為は、権限を有する者によって追認された 場合、有効なものとみなされる。

第54条 未成年者、すなわち14歳以上18歳未満の人の同意なき法律行為

- 54.1. 未成年者と法律行為を行なった者が法定代理人に対してその法律 行為に同意を与えた旨の証明を請求した場合、同意をした者は14日以 内に書面で通知するものとする。その場合、法定代理人は未成年者に 対して予め与えた同意又はその拒絶の効力を失うものとすることがで きる。
- 54.2. 本法54.1. に定めた期間内に返答しない場合、同意は拒絶したものとみなす。
- 54.3. 未成年者が法定代理人の同意なしに法律行為を行った後に成年者 となった場合、意思表示が有効か否かは自ら決定するものとする。
- 54.4. 未成年者と法律行為を行なった者は、その法定代理人から同意を 得る前に、法律行為を拒絶する権利を有する。
- 54.5. 法定代理人が法律行為の同意を未成年者に与えたにもかかわらず、 それを証明した書面を相手方に与えなかった場合、相手方は法律行為 の同意を拒絶する権利を有する。
- 第55条 未成年者、すなわち14歳以上18歳未満の人が単独で行なう法律行 為
- 55.1. 法定代理人から、又はその同意にしたがって第三者から、未成年

者が自己の判断で処分する権利を与えられた財産については、未成年 者は単独で法律行為を行なう権利を有する。

55.2. 法律により認められないかぎり、未成年者による一方的法律行為 に対しては、本条55.1.を適用しない。

(続く)